

公立大学法人青森公立大学個人情報保護規程

令和5年3月24日
規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人青森公立大学（以下「法人」という。）における個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

2 法人が取り扱う個人情報の保護については、この規程に定めるもののほか、法、青森市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年青森市条例第1号）及び青森市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年青森市規則第31号）の例による。

(開示請求に係る手数料)

第2条 法第89条第7項及び第8項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。